

とちぎ食の安全・安心推進会議（第25回）結果の概要（議事録）

令和元(2019)年7月12日
栃木県保健福祉部生活衛生課

1 日 時

令和元(2019)年7月12日(金) 14:00~16:10

2 場 所

県庁本館6階大会議室2

3 出席者

委員総数16名(出席者15名、欠席者1名)

(1)出席

荒牧委員、有本委員、石井委員、今村委員、木村委員、糸委員、齋藤委員、高橋委員、竹内委員、中村委員、藤澤委員、前田委員、増淵委員、山本委員、横松委員

(2)欠席

堀口委員

(3)事務局(県)

北村副知事、海老名保健福祉部保健医療監、清水農政部次長兼農政課長、八木沢生活衛生課長 ほか

4 概 要

(1)北村副知事挨拶

少子高齢化の進行や消費生活の多様化など、食を取り巻く環境が変化する中、大規模な食中毒や度重なる食品表示の偽装など、食の安全や信頼性を揺るがす事件が発生し、食の安全確保に対する県民の期待が、ますます大きくなってきている。

そのような中、来年、2020年には、「東京オリンピック・パラリンピック」が、さらにその2年後には、本県において、「いちご一会とちぎ国体」と全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」が開催される。本県への来訪者の増加が見込まれる中、食を通じたおもてなしにより、とちぎの魅力・実力を広く国内外にアピールするためには、食の安全確保は欠かせないものと考えている。

こうした状況の中、栃木県では「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」3期計画に基づき、食品の生産から消費に至る施策を、関係部局との緊密な連携の下、総合的かつ計画的に推進し、食の安全と信頼性の確保に努めている。

本日は、3期計画の進捗状況並びに昨年度の食品衛生監視指導計画の実施結果について報告するので、御意見等いただきたい。

(2)会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長は石井晴夫委員、副会長は中村好一委員が選出された。

(3)議事

①とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(3期計画)の進捗状況について

②平成30(2018)年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について

(4) 委員意見の発言要旨

①とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）の進捗状況について

- ・食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）に基づく施策の取組状況について事務局から説明を行った。

[委員]

監視指導数（資料3）について、監視指導数の推移を見ると、H26年から毎年上回っていて、実績件数が毎年上昇している。毎年結果が上回っているということは、計画数が低いのか、どのように判断すれば良いのか。

リスクコミュニケーションの実施方法について、リスクコミュニケーションは双方の理解が必要となるものと考え。そこで、少人数での集まりや消費者がもっと意見が言えるような本来的なやり方が必要と考えるがいかがか。

(事務局・生活衛生課)

指導実績が計画を上回っている点については、計画時に予定数が読めないものもあるためである。具体例をあげると、と畜検査場に搬入される牛の放射性物質検査は全頭検査を行っているところだが、近県からと畜場に搬入されるものは計画的ではないため事前に数の把握ができない。それらも実績に反映されることから、実績が計画を上回るという現状になっている。

リスクコミュニケーションについては、いただいた意見を参考に、消費者団体の皆様と意見交換しながら適切に進めて参りたい。

[委員]

とちぎHACCPについて伺いたい。H30年度の報告では、HACCPに取り組む施設数は127とのことだが、目標数400に向けてどう進めて行くのか。

HACCPの制度化において施設の基準が明確になった状況で、今後、50人未満の施設に対してはどのようにケアしていくのか。また、50人未満の施設をとちぎHACCPに取り込んでいくとよいのではないかと考えるのだが、それらの工夫は何かあるか。

(事務局・生活衛生課)

目標値400は、H26年度に農林水産省がHACCPの導入状況について都道府県ごとの全国調査を行った本県の結果から設定した数である。義務化におけるHACCPと目標値400件とした時点との状況が異なっていることを理解いただきたい。法改正による制度化に伴い、400件の条件が変わってくるので次期計画において指標とするかは検討が必要である。

2点目の、50人未満の施設に対しても、とちぎHACCP認証に向けてアプローチをしてはどうかとの御意見について説明させていただく。現在実施しているHACCPサポートセミナーは本格的なHACCP導入を目指すための支援として実施している。H30年度の参加者の大部分が小規模事業者であったことから、小規模事業者でも本格的なHACCPを導入したいという意向が出ている状況が見受けられる。認証が欲しいという場合や取引先から認証取得を求められているというところもある。今後、HACCP制度化が完全施行されても、小規模事業者が認証をとるための場としてHACCPサポートセミナーは続けていく意向である。

[委員]

HACCPを前向きに考えているところ以外のところに何らかのサポートが必要なのではないか。

(事務局・生活衛生課)

小規模事業者に対しては、関係団体や保健所単位での講習会を行っている。また、各業界団体がHACCPに取り組むための手引きをまとめ提示していることから、監視指導時などを活用し、効果的に周知が図れるようにしていく。

[委員]

GAPの対象約200組織のうち、GGAPを取得している組織はいくつあるのか。先進国への輸出においてはGGAPが必要となるので推進する必要があると考える。

(事務局・農政部)

H31.2月末現在で9件取得している。それらは190組織以外の組織で、栃木県立農業大学校や株式会社、農業者である。

[委員]

HACCP認証取得のためには、ある程度の設備改修が必要と考えるが、その補助等はあるか。特に国際基準であるISO22000、FSSC22000は設備投資が必要となる。企業が自助努力で行うものとは考えているが、認証取得拡大のためには補助等を考慮願いたい。

(事務局・生活衛生課)

法基準に合った施設であればHACCPは導入できるので設備改修、設備投資は必要がない。製造している食品の賞味期限をより長くするような、衛生管理をより充実させたいということであれば、ある程度の設備投資も必要となるが、HACCPは作業ミスをおかさなため衛生管理の手法であるので、設備の改修の必要はない。むしろ、マンパワーは必要となる。

[委員]

HACCPの制度化まであと2年しかなく、周知の徹底が必要と考える。研修会には必ず出るなど縛りをかけるくらいにした方がよいのではないかと考えている。

[委員]

GGAPは取得にも設備投資にも費用がかかるが、支援等あるのか。また、JGAP取得することにより国際競争の中でやっていけるものなのか伺いたい。

(事務局・農政部)

GGAPを推進するための支援として、GAPに取り組んでいる産地に対してのコンサルティング、GGAP等の認証取得の初年度の審査費用の一部を補助する制度を設けている。

JGAPはオリンピック・パラリンピック時に対応できるようにしたものであり、国際基準に対応するものではない。

[委員]

HACCPを広めていくことは非常に重要なことであり、学生に対してHACCPの授業を行っている取組は、今後、食に関わっていく学生が衛生について考える機会と

なり良い取組であり続けて欲しい。

病院や施設は大量調理施設衛生管理マニュアルがあり衛生管理は実施できているところではあるが、以前、とちぎHACCP認証を受けている病院は1件と聞いたが、施設数は増えたか。

(事務局・生活衛生課)

足利赤十字病、とちぎメディカルセンターが認証を取得している。

[委員]

HACCPの義務化において事業者規模の考え方として50人との説明があったが、以前「製造に関わる者が50人以上」との説明を聞いたことがあるが、どうか。

食の安全を考慮するとHACCPの導入は、製造に関わる事業者だけでなく、食品を販売する事業者も必要と考えるが、対象となるのか。

HACCPを取り入れた衛生管理を行っている小規模事業者が分かるような「証」として「ワッペン」や「取組シール」があるとよいと考える。それらを活用することで導入が進むと考えるが、いかがか。

(事務局・生活衛生課)

事業者の規模の考え方は、製造、加工のラインに従事する者が対象であり、従事者数は国が示している計算式がありそれによって算出することになる。

HACCPを導入していることを証明するようなものを作成してはどうかとの御意見に対し、HACCPは義務化であり、全ての事業者が取り組むことが当たり前の状況になることからシール等で取り組んでいることを強調する性格のものではない。取り組んでいることが対外的に見えるものにするには、認証制度を利用してもらえるようお願いしたい。とちぎHACCPは、HACCP導入と国際基準との間に位置づけられている認証制度であるので、より上の衛生管理を目指すうえで是非活用をお願いしたい。

②平成30(2018)年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について

- ・昨年度の営業施設に対する監視指導や食品等の検査、食中毒の発生状況等について、事務局から説明を行った。

[委員]

小学生、中学生の子どもを持つ親として、「子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進」の取組に興味を持った。とても必要な良い取組と考える。

関連した質問として、小中学校を対象とした講習会を年間340人が受講し「累計」となっているが同じ児童が何回も受けているのか。どのような学校が対象となっているのか。先に、他県でじゃがいもの芽による食中毒事件があったことから、低学年からの教育に加え、先生方への周知も重要と感じた。本講習会の受講者の中で、先生は何人くらいいるか。必要な教育と考えることから、より多くの児童、生徒を対象として実施願いたい。

(事務局・生活衛生課)

受講者はだぶって実施しているところはない。実施に際しては、市町教育委員会に通知し、希望のあった学校に出向いて実施している。昨年度から希望が多くなってきている。若年層への啓発は引き続き力を入れていきたい。

[委員]

消費者の立場から伺いたい。残留農薬の検査が効率的に行われていることは理解でき安心につながる。消費者は残留農薬と放射性物質の影響について心配する方が多い。残留農薬一斉分析項目数の指標が250となっているが、この指標は全国的なものなのか、栃木県独自のものなのか。また指標数として全国に比べて多いのか。

2点目は、放射性物質検査の説明では、イノシシと原木しいたけの説明があったが、今はそれだけが心配なものなのか、他のものは全く心配がないということか。また、放射性物質の食品への影響について栃木県のこれからの見通しはどうか。

(事務局・生活衛生課)

残留農薬の分析項目数の指標になっている250項目は、食品をいっぺんに検査できる項目で、全国的にも一般的な項目数と思われる。農薬等の検査は、その結果によって行政処分まで行うためには、厳格な検査が求められるので、適切な検査方法であることを確認しながら項目数を増やしていく。

放射性物質については、環境森林部と農政部と協力して対応しているところだが、管理されて栽培されているものについては、ほとんど検出されないという状況になってきている。

イノシシは出荷制限があるので、那珂川町で処理されたものは全て検査され、合格したものだけが出荷されている。また、野生のキノコや山菜については、例えば100m離れただけで値が全く違うということもあり、検査しても検出されない場合もあるが、出荷制限の地域のものには採取しないようお願いしたい。

(事務局・環境森林部林業木材産業課)

原木しいたけは、原木の段階から安全確認し、栽培工程を管理しながら栽培しており、生産者ごとに取組を確認し解除を判断している。また、出荷にあたってはモニタリング検査を行い、安全確認した上で出荷される。このような段階を踏んでいるので、栽培・管理されている原木しいたけは問題ない。一方、野生のものは放射性物質の半減期が長いこともあり見通しが見えない状況である。

[委員]

3期計画の進捗状況については、昨年度までで目標達成できているものが多く、全体的に見るとうまくいっていると言えるが、目標を達成しているものはより高いところを目指して取組を進めて欲しい。

監視指導結果（資料3）について、「営業施設への立入検査に関する事項」の中の「今年度に法違反による行政処分を受けた施設」について、年3回以上の対象施設が12件、3回実施すると36件になるが、実際は43件に指導をしているとの結果である。指導がうまくいかなかったから3回以上行かなければならなかったという結果であれば、指導の徹底をお願いしたい。きちんとやった結果の確認のために指導回数が増えたと言うことであれば問題はないと考える。

食べ物の安全・安心はもちろん業者、業界団体が一義的に行うものであるが、行政の指導が必要であることは明白であり、行政にはその点をよくお願いしたい。